

**山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例
逐条解説**

平成25年3月

森林環境部

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例逐条解説目次

第1章 総則	1
（目的）第1条	1
（定義）第2条	2
（基本理念）第3条	5
（県の責務）第4条	7
（事業者の責務）第5条	8
（土地所有者の責務）第6条	9
（県民の役割）第7条	10
第2章 地下水の適正な採取	11
（揚水設備の設置の届出）第8条	11
（届出事項の変更に係る勧告等）第9条	14
（実施の制限）第10条	16
（届出内容の変更）第11条	17
（完了届）第12条	19
（承継）第13条	20
（廃止の届出）第14条	21
（勧告等）第15条	22
（緊急時の措置）第16条	24
（報告の徴収及び立入検査）第17条	25
（地下水涵養の努力義務）第18条	26
（地下水採取量の定期報告等）第19条	28
（常時監視）第20条	29
第3章 水源地域における適正な土地利用の確保	30
（水源地域の指定）第21条	30
（所有権等の移転等の事前届出）第22条	33
（市町村長への通知等）第23条	36
（助言）第24条	37
（勧告等）第25条	38
（報告の徴収及び立入調査）第26条	39
第4章 雑則	40
（市町村の条例との関係）第27条	40
（規則への委任）第28条	42
第5章 罰則	43
（罰則）第29条～第31条	43
（両罰規定）第32条	44
附則	45

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例逐条解説

平成25年3月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

【解説】

- (1) 「地下水の保全」とは、地下水の水量の保全のことをいう。そのため、地下水の水量を維持するために、地下水の適正な採取を担保するための規定を第2章で定めている。
- (2) 「水源地域の保全」とは、水源地域内の土地が有する水源涵養機能の維持、増進を図ることをいう。そのため、水源地域における適正な土地利用を確保するための規定を第3章で定めている。
- (3) 「地下水の適正な採取」とは、周辺の地下水利用に支障が生じないようにするとともに、水循環に負担をかけず、地下水の障害がおきないように配慮しながら地下水を採取するとともに、地下水の涵養に努めることをいう。
- (4) 「水源地域における適正な土地利用の確保」とは、水源涵養機能が損なわれないような土地利用を確保することである。
- (5) 「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。山梨県水資源実態等調査（平成23～平成24年）によれば地下水の賦存量が減少傾向にあること、森林の荒廃に伴う水源涵養機能の低下が懸念されることなどに鑑み、地下水の保全と水源地域の保全について、県、事業者、県民がそれぞれの責務又は役割を果たし、地下水の適正な採取及び水源地域の適正な土地利用の確保を行うことで、将来にわたって健全な水循環を維持していこうとするものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）による温泉及び鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権に基づき掘採される同法第三条第一項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。）を採取するための設備をいい、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。
- (2) 水源地域 第二十一条第一項の規定により指定された地域をいう。
- (3) 土地所有者等 水源地域内の土地（規則で定めるものに限る。第二十二条第一項において同じ。）の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（同項及び第二十四条第二項において「所有権等」という。）を有する者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の中で用いる用語を定義したものである。

【解説】

1 第1号関係

- (1) 本号では、揚水設備を「動力を用いて地下水を採取する設備」と定義した。これは、動力を用いた地下水の採取は水循環に対して負荷を与えるため本条例の対象とする一方で、自然に湧水している水の採取や自噴している水の採取、採取量が少ない人力等による地下水の採取を条例の対象から除外しようとするものである。
- (2) また、河川法が適用され又は準用される河川の河川区域にある揚水設備は、本所例の対象から除外するものとした。
- (3) 本号においては、温泉や可燃性天然ガスを溶存する地下水には、温泉法、鉱業法が適用されるため、本条例の対象から除外するものとした。

2 第2号関係

- (1) 第2号の「水源地域」とは、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域として第3章の規定により知事が指定した地域をいう。
- (2) 水源地域の指定の考え方は、以下のとおりとする。
 - ・ 「山梨県水資源実態等調査」（平成23～24年）における水収支等の分析から、浸透能の高い利用形態の土地の保全が必要であることから、水源涵養機能を有し、県土面積の約8割を占める森林が含まれる地域を対象とする。
 - ・ 土地の利用形態に関係なく面的・広範に指定する。
具体的には、地域森林計画（森林法第5条第1項）及び国有林の地域別の森林計画（森林法第7条の2第1項）の基礎資料である森林簿において、水源涵養機能の評価が高いと区分される（H区分）森林が含まれる「大字」の範囲を市町村長の意見を聞いた上で指定する。

3 第3号関係

施行規則

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第2条第1項 条例第2条第3号の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野若しくは保安林又は田若しくは畑であるものとする。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地に該当するものを除く。

(1) 届出の対象となる土地については、売買等について法律等に基づき事前届出を求める規制がなく、浸透能の高い利用形態である土地を対象とする。なお、浸透能が高い土地利用としては、森林、水田や畑・果樹園等の農地、裸地・公園等が考えられることから、以下のとおり整理する。

① 森林は、売買等について法律等に基づき事前届出を求める規制がないことから対象とする。

② 農地は、農地法に基づき権利移転・転用が許可制度の対象であり、同法の下で耕作が継続されることで浸透能が維持されることから対象外とする。

ただし、耕作放棄地等で現況が森林又は原野化した農地で、農業委員会の非農地通知等により農地法の規制対象外となったものについては、対象とする。

※参考

農林水産省経営局長通知（平成20年4月15日付け19経営第7907号）により、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」には、農業委員会の判断により所有者に非農地通知書が送付される。

③ 「山梨県水資源実態等調査」（平成23～24年）での水収支等の分析資料における「裸地」の定義は「しの地・荒地・がけ・岩・万年雪・湿地・採鉱地等」であり、その大部分が森林地域内に混在しているため森林として扱う。

④ 公園は、都市公園が該当し、用地は行政機関が保有しているため対象外とする。

⑤ ゴルフ場等は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第6条第1項8号」に基づき、水源かん養及び地下水資源保護の対策が講じられていることから対象外とする。

(2) 土地取引を行う者は、地目が記載された土地登記簿を必ず参照することから、届出者の事務負担の軽減を考慮し、以上の考えをもとに、届出の対象を地目で区分する。

これらを踏まえると、「山林」、「原野」、「保安林」、「田」若しくは「畑（ただし、「田」、「畑」については、農地法の対象となるものを除く。）」となる。

(参考)

土地利用区分	浸透能	標準的な地目
森林	高	山林、原野、保安林
水田	高	田
畑・果樹園	高	畑
裸地・公園等	高	山林、原野、保安林、公園等
宅地・市街地	低	宅地、公衆用道路、学校用地等

「山梨県水資源実態等調査」(平成23, 24年)の調査結果より

施行規則

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第2条第2項 条例第2条第3号の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、賃借権及び使用貸借による権利とする。

(3) 第3号の「所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利」とは、所有権、地上権、地役権、賃借権及び使用貸借に係る権利をいう。これらの権利については、その移転により、土地の利用形態の変更が行われる可能性があるため、事前届出制の対象としている。

(基本理念)

第3条 地下水の保全是、地下水が水循環（水が蒸発、降下、流下及び地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すことをいう。）の一部をなすものであり、かつ、県民生活及び地域の産業の共通の基盤であることに鑑み、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識に立って、推進されなければならない。

2 地下水の保全是、地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水位の低下や地盤沈下など地下水の減少による障害が発生しないよう、地下水の涵養^{かんよう}と適正な利用を図ることにより推進されなければならない。

3 水源地域の保全是、県民が本県の豊かな水資源を通して森林の恵沢を享受していることに鑑み、社会全体で森林を支えるという考え方の下に、森林の有する水源の涵養の機能（第21条第1項、第24条第1項及び第26条第1項において「水源涵養機能」という。）の維持及び増進が図られるよう推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条に規定する目的を達成するため、県民に共通する基本的な理念を規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

地下水の利用は民法第207条により「土地の所有権は法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされ、土地所有権の行使である。

しかし、地下水は、水が蒸発して霧や雲となり、雨となって地表に達した後、河川として流下するとともに、地下に浸透したのもも緩やかに地中を流れ、河川・海等に流出し、再び蒸発を繰り返すという水循環の一部をなし、また、本県においては、生活用水の約50%、工業用水の約80%を地下水に依存し、地下水が県民生活や地域産業の共通基盤となっている。

これらのことから、本項では、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識にたつて、地下水の保全是推進されなければならないという理念を示している。

【参考】

① 地下水が県民の生活及び地域の産業の共通の基盤となっていることについて

本県においては、いわゆる生活用水（上水道及び簡易水道）の53%を地下水に依存しており（平成22年度水道統計（山梨県））、かつ、工業用水（回収水を除く）の79.7%を井戸水に依存（平成22年山梨県工業統計調査結果報告）していることから、地下水が県民生活及び地域の産業の共通の基盤であるといえる。

② 地下水が水循環の一部であることから地下水の利用が無制限でないことについて

名古屋高裁判決(平成12年2月29日)では、地下水利用権限も合理的制約を設けると述べている。「水循環の理念の下では、地下水は一定の土地に固定的に専属するものではなく、地下水脈を通じて流動するものであり、その量も無限ではないから、このような特質上、土地所有者に認められる地下水利用権限も合理的な制約を受けることになる」

2 第2項関係

本県においては、降水量の長期的な減少や、田畑の減少、宅地化の森林の荒廃などが、地下水に影響を与えることが懸念されている。

地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水位の低下や地盤沈下など、地下水による障害が発生しないよう、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより、地下水の保全は推進されなければならないという理念を示している。また、本項は、第2章において、第16条の命令や第18条の地下水涵養の努力義務がなぜ必要かの基本理念でもある。

3 第3項関係

「森林の有する水源の涵養機能」とは森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能をいう。

しかし、社会経済状況の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かず、荒廃が進み、森林の有する水源の涵養機能が十分に発揮できなくなる恐れがあるため、全ての県民つまり社会全体で森林を支えるという考え方の下に、水源地域の保全を図ることが必要であるという理念を示している。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地下水及び水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項に関する施策を実施するときは、市町村との連携に努めるものとする。

【趣旨】

県は、地下水及び水源地域を保全する上で必要な施策を策定し、及び実施する責務を有すること、施策の実施に際しては市町村との連携に努めることを規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

「地下水及び水源地域の保全に関する施策」とは、本条例の第2章及び第3章に規定する施策をいい、それらの施策を相互に連携し、本条例の目的に従って一体のものとして実施することをいう。

2 第2項関係

地下水の保全に関する条例については、先行して制定している市町村があることや、水源地域の保全に関しては、森林法の土地取引の事後取引については市町村が行っていることなどから、本条例の施策を実施するには、情報提供など市町村の協力が必要であることから、施策の実施においては市町村との連携に努めることを規定したものである。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地下水の保全及び水源地域の保全に当たっては、地下水を利用する事業者の施策への理解、さらには事業活動の配慮やこの条例に基づく取り組みについて具体的な対応が求められることから、事業者の責務について規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 「事業者」とは、県内において反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者をいい、特定の業種を指すものではなく幅広い業種が含まれる。

第1項では、事業者は自らの事業活動を行うに当たり、地下水の保全を図るため、必要な措置を講ずるとともに、県の行う地下水の保全についての施策に協力するよう努めるものとした。

(2) 「地下水の保全を図るために必要な措置を講ずる」とは、地下水を採取する際には公共の利益に沿うように、周囲の利水に支障が生じないように留意して地下水を採取すること、地下水の減少による障害が発生しないよう、節水、回収水の利用、涵養の実施などに努めることをいう。

(3) 「県が実施する地下水の保全に関する施策に協力する」とは、本条例の第2章の条項を順守することである。

2 第2項関係

「県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力する」とは、本条例の第3章の条項を順守することである。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、基本理念にのっとり、森林の適正な整備に努めるとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地下水の保全及び水源地域の保全に当たっては、土地所有者等の施策への理解、さらにはこの条例に基づく取り組みについて具体的な対応が求められることから、土地所有者等の責務を規定するものである。

【解説】

1 第1項関係

「土地所有者等」の定義は条例第2条第3号のとおりである。

第1項では、土地所有者等は、地下水の利用実態の適正な把握など県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとした。

2 第2項関係

第2項では、土地所有者等が森林は県民全体に水資源という恩恵をもたらす公益的な機能を有していることを認識し、その機能を維持するために植栽、間伐等森林の適正な整備に努めるほか、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとした。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、地下水の保全への配慮に努めるとともに、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地下水の保全及び水源地域の保全については、県民一人ひとりの施策へ理解、さらには、自主的な取り組みやこの条例に基づく取り組みについて具体手的な対応が求められることから、県民の役割を規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

第1項では、県民は、地下水の保全への配慮に努めるとともに、県の行う地下水の保全についての施策に協力するよう努めるものとした。なお、ここで「地下水の保全への配慮に努める」とは、生活用水の効率的利用による節水や敷地内への雨水浸透ますの設置等による地下水涵養等の取り組みのことをいう。

2 第2項関係

第2項では、県民が森林から水資源という恩恵を受けていることを認識した上で、水源涵養機能を維持、増進するために必要な県が実施する水源地域の保全に関する施策について、協力するよう努めるものとした。

第2章 地下水の適正な採取

(揚水設備の設置の届出)

第8条 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備の設置の場所
- (3) 揚水設備のストレーナーの位置
- (4) 揚水機の吐出口の断面積及び原動機の出力
- (5) 揚水設備により採取する地下水の水量
- (6) 揚水設備により採取する地下水の用途
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

【趣旨】

本条は、地下水の保全のための施策を推進するためには、県内の揚水設備について実態を把握するとともに、地下水の保全を図る上で支障のある行為に適切に対応する必要があるため、揚水設備を設置しようとする場合の届出を義務付けたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 第1項では、吐出口の断面積が6 cm²を超える揚水設備を設置しようとする者に対し、知事への届出を義務付けたものである。

6 cm²を超える揚水設備としたのは、家庭用の小規模な揚水設備については、届出対象とせず、主に事業用で使用される揚水施設を把握するためである。

(2) 事前の届出制としたのは、届出があった事項につき審査し、周辺の地下水の採取に支障を及ぼすと認められるときは、届出事項の変更を行わせることができることとしたためである（第9条）。また、届出を設備設置の時点でとらえることが、設備の設置を完了し採取を開始した時点で捉えるよりも、社会・経済的な観点から妥当であると考えられるためである。

(3) 届出を行う単位は揚水設備ごとである。

揚水設備とは、ポンプ等の動力を用いて地下水を採取するための設備で、ケーシングやポンプ、モーター本体、揚水管等も含まれる。

- (4) 「揚水設備を設置しようとするとき」とは、揚水設備の設置の工事に着手しようとするときであり、掘削工事も該当する。届出をする者は、第10条の規定により30日の実施の制限がある。
- (5) 届出の様式及び添付書類は規則で定める（第1号様式・施行規則第3条第1項）。
- (6) 第8条第1項第7号の「規則で定める事項」は規則第3条第2項で定める。

施行規則

（揚水設備の設置の届出）

第3条

2 条例第8条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所の名称及び所在地
- (2) 揚水設備の口径及び深さ
- (3) 揚水機の種類及び最大吐出量
- (4) 揚水機（吐出口の断面積が50平方センチメートルを超えるものに限る。次項第3号において同じ。）により採取する地下水の水量を測定するための機器の種類
- (5) 揚水設備の設置の工事に着手する日
- (6) 地下水の採取を開始する日
- (7) 各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。第10条第2項において同じ。）において地下水を採取する期間
- (8) 採取する地下水の水量の算出根拠
- (9) 揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職名
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- (7) 規則第3条第2項第2号の「揚水設備の口径及び深さ」とは、ケーシングの内径及び深さのことである。
- (8) 規則第3条第2項第3号の「揚水機の種類」とは、水中ポンプ、地上ポンプ、エアリフトポンプなどのことをいう。
- (9) 規則第3条第2項第10号に規定する「知事が必要と認める事項」は、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所（以下「工場等」という。）における水源別の使用水量に関する事項である。

2 第2項関係その他

施行規則

（揚水設備の設置の届出）

第3条第3項 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所の位置を示す図面
- (2) 揚水設備及び揚水機の構造図
- (3) 揚水機により採取する地下水の水量を測定するための機器を設置する位置を示す図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 第1項の届出書及び前項の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

- (1) 第8条第2項の「規則で定める添付書類」は、規則第3条第3項で規定している。
- (2) 規則第3条第3項第4号に規定する「知事が必要と認める書類」とは、工場又は事業場内における地下水の使用の系統を記載した図面（地下水の利用の系統や計画量を図示したもの）である。
- (3) 届出書の提出部数は規則第3条第4項で規定するとおり、正本1通、副本1通である。提出された届出書に形式的な不備（記載漏れがある、又は必要書類が添付されていない）がなければ、副本については、收受印を押印し届出した者に返却する。副本を必要とした趣旨は、届出内容を確認し、行政と届出者で情報を共有しておく必要があるためである。届出書の提出先は、揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課である。

(届出事項の変更に係る勧告等)

第9条 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る揚水設備を用いた地下水の採取によりその周辺における地下水の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該揚水設備により採取する地下水の水量、揚水機の原動機の出力その他当該届出に係る事項を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、地下水の適正な採取を図るため、第8条第1項の届出内容の揚水設備が設置される前に書面で審査し、周辺の地下水利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、届出をした者に対し、採取する地下水の水量、揚水機の原動機の出力その他届出に係る事項を変更すべきことを勧告できることや勧告に従わなかった場合の勧告内容の公表等について規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 揚水設備の計画段階より、事業者に対し事前に計画の変更等の措置を講じさせることが可能となり、周辺の地下水利用の支障を事前に防ぐことができる。また、事業者の立場から見ても、計画段階において必要な変更を行っておく方が、揚水設備設置後に改善するよりも、経済上適当であると考えられる。

(2) 「周辺における地下水の利用に支障を及ぼすおそれがある」としては、当該届出の内容に従い設置された揚水設備において、次の場合が想定される。

① 既設の揚水設備と極めて近接しており、地下水の採取によって著しい影響が起きることが想定される場合

② 計画採取量が過大で、その周辺での地下水利用に著しい影響を及ぼすことが想定される場合

③ 周辺の既設揚水設備と同一の帯水層からの地下水採取が行なわれるため、相互干渉が生じて著しい影響が起こることが想定される場合

なお、ここで言う「著しい影響」とは、既設の揚水設備による地下水利用に支障が生じ、事業活動等に影響が出ることが明らかなケースを指す。

(3) 勧告については、勧告内容を明確化する趣旨から、原則として書面で行う。

(参考)行政手続法

(行政指導の方式)

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(4) 周辺の地下水利用」には、条例第8条第1項に規定により届けられた揚水設備によるものだけでなく、例えば家庭用の小規模な井戸も含まれる。

「その他当該届出に係る事項」とは、変更の勧告ができるのは届出に係る事項のみに限られるという趣旨を示したものである。逆に、届出された事項については、周辺の地下水利用の支障を防ぐため計画段階で変更を勧告できる。

2 第2項関係

(1) 勧告に従わない場合は、勧告を受けた者の氏名、勧告の内容及び勧告に従わなかったことを公表することができる。公表の方法は、県のホームページなどにより行うものとする。

(2) 「勧告に従わない」と判断される時点は、届出者が勧告された事項を変更せずに揚水設備の設置を完了したとき、又は設置は完了していないが変更事項に係る部分の工事が終わっていると判断されたときである。

3 第3項関係

公表の際には本条第3項に従い、公表される者に意見を述べる機会を与えなければならない。意見については、山梨県行政手続条例第15条に準じて聴取するものとする。

【参考】山梨県行政手続条例

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(実施の制限)

第10条 第8条第1項の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る揚水設備を設置してはならない。

【趣旨】

本条は、届出受理の日から30日を経過するまで、揚水設備の設置を制限することを規定したものである。

【解説】

- (1) 受理の日から30日を経過するまでとしたのは、前条での計画変更の勧告ができる期間を届出の受理から30日以内としており、県が届出内容を審査し、勧告すべきかを検討する期間中に工事着手させないためである。
- (2) 「揚水設備を設置」とは、揚水設備の設置のための工事の着手も含む概念である。したがって揚水設備の完了段階ではなく、掘削工事も含まれる。

(届出内容の変更)

第11条 第8条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第1号又は第7号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、第8条第1項の届出をした者が届出事項を変更する場合、知事に届け出なければならないことを規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 届出内容の変更とされる時点は、揚水設備の設置前における計画段階の変更及び揚水設備設置後における揚水設備等の変更をする場合の双方を含む(第2号様式・施行規則第4条第1項)。
- (2) 条例第8条第1項第3号から第6号までの変更については、周辺の地下水利用に影響が起る可能性があることから、変更前に審査する必要があるとあり、事前に届出させることとした。なお、届出を要しない「規則で定める軽微な変更」とは、同項第5号に係る変更であって、揚水設備により採取する地下水の水量が増加しない(減少する)場合をいう

施行規則

(揚水設備等の変更の届出)

第4条

2 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、条例第8条第1項第5号に掲げる事項の変更で当該変更後の水量が同項の規定による届出に係る水量を超えないものとする。

- (3) なお、第8条第1項第2号の揚水設備の設置場所に係る変更については、場所を変更しようとするときは、新たな揚水設備の設置であるため、本条の届出ではなく、第8条第1項の届出となる。

2 第2項関係

第1項の変更の届出があった場合、第8条第1項の届出内容が変更されることから、第2

項の規定により第9条の届出事項の変更に係る勧告及び第10条の実施の制限に関する規定が準用される。

3 第3項関係

- (1) 第3項では、事前審査の必要がない事後届について規定している。第8条第1号及び第7号については、氏名等の変更であり、事前審査の必要がないことから、事後の届出とした。
- (2) 届出の様式は、第2号様式と第3号様式による。

施行規則

(揚水設備等の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による届出は、第2号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

3 条例第11条第3項の規定による届出は、条例第8条第1項第1号に掲げる事項又は同項第7号に掲げる事項（前条第2項第1号及び第9号に掲げる事項に限る。）の変更に係るものにあつては第3号様式による届出書を、条例第8条第1項第7号に掲げる事項（前条第2項第1号及び第9号に掲げる事項を除く。）の変更に係るものにあつては第2号様式による届出書をそれぞれ知事に提出してするものとする。

※参考：様式別の届出事項

様式	変更事項
第2号	条例第8条第1項第3号～第6号に係る変更 条例第8条第1項第7号に係る変更のうち、規則第3条第2項第2号～第9号に掲げる事項
第3号	条例第8条第1項第1号 条例第8条第1項第7号に係る変更のうち、規則第3条第2項第1号、第9号に掲げる事項

(完了届)

第12条 第8条第1項の規定による届出をした者及び前条第1項の規定による届出（第8条第1項第3号及び第4号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。）をした者は、当該届出に係る揚水設備の設置の工事が完了したときは、その完了の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、完了届について規定したものである。

【解説】

第8条第1項又は第11条第1項の届出を行った者は、揚水設備の設置又は変更の工事が完了したときに届け出なければならないことを規定したもので、この届出により地下水の採取の開始について把握しようとするものである（第4号様式・施行規則第5条）。

(承継)

第13条 第8条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、揚水設備の譲渡等を受けた者について、第8条第1項の届出を経ずして、本条による届出により、地位を承継できることを規定したものである。

【解説】

1 第1項、第2項関係

(1) 第8条第1項（附則第2項による届出も含む）の規定による届出をした後、完了届が提出され、この条例によって設けられた揚水設備の設置者としての地位が確定したのから揚水設備を譲り受けた者等は、当該届出をした者の本条例に基づく地位を承継することを規定した。

(2) 第1項で特定承継、第2項で一般承継について規定し、揚水設備についていずれの承継が行われた場合も、当該届出をした者の地位を承継する。

(3) 当該届出をした者の地位を承継するとは、承継した揚水設備についての第11条の変更の届出及び第15条の地下水の保全のための勧告、第16条の緊急時の措置に係る命令、第17条第1項の報告の徴収及び立入検査、第18条第2項の地下水の涵養のための計画の提出、第19条第2項の採取した地下水の水量の報告義務等を承継することをいう。

2 第3項関係

第1項、第2項により第8条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、県において、報告の請求などの名宛人を把握する必要があるため、承継があった日から30日以内に知事に届け出なければならない（第5号様式・施行規則第6条）。

(廃止の届出)

第14条 第8条第1項の規定による届出をした者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 揚水設備を廃止した場合
- (2) 揚水機の吐出口の断面積を6平方センチメートル以下とした場合

【趣旨】

本条は、県内にある届出対象となる揚水設備の利用実態を把握するため、揚水設備の廃止等をした場合には届け出なければならないことを規定したものである。

【解説】

- (1) 「揚水設備の廃止」とは、井戸の埋め戻し、揚水機の撤去等、将来にわたって揚水設備を使用できなくすることをいう。
- (2) 揚水設備の廃止、揚水機の吐出口の断面積を6 cm²以下にした場合は届出をしなければならない(第6号様式・施行規則第7条)
- (3) 揚水設の撤去による廃止または揚水機の吐出口の断面積を6 cm²以下にした後、新たに揚水機(吐出口の断面積が6 cm²超)を設置しようとするときには条例8条の設置届を提出しなければならない。

(勧告等)

第15条 知事は、地下水の保全のため特に必要があると認めるときは、第8条第1項の規定による届出に係る揚水設備により地下水を採取する者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第8条第1項又は第11条第1項の規定に違反して揚水設備を設置している者に対し、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限、当該揚水設備の廃止その他違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 第9条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による勧告について準用する。

【趣旨】

本条は、地下水の適正な採取を担保するため、届出があった揚水設備による地下水の採取行為により、周辺の地下水利用に支障が生じていると判断されたときに、採取する地下水の量の制限などを必要な措置を勧告できること、第8条の設置の届出や第11条の届出をせずに設置又は変更したものに対し、違法な地下水の採取の停止等をさせるため、揚水設備による地下水の採取の停止などの勧告ができることを規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 「地下水の保全のために特に必要があると認めるとき」とは、地下水の適正な採取を図るため、周囲の地下水位の低下などの障害が発生し、著しく公共の利益を損ない、早急に地下水位の回復を図る必要があると認められるときである。
- (2) 第1項の勧告をするに当たっては、地下水採取者に対して、当該揚水設備による地下水の採取が、周辺の揚水設備の水位の低下などをもたらすおそれがあること又はもたらしたことの判断の根拠を示さなければならない。これは、地下水採取は土地所有権の行使であることから、勧告をなす上で慎重に行われることを担保するものである。
- (3) 「期限を定めて」とは、勧告をするに当たっては、地下水の保全のためには勧告内容の実施を確実に行わせるとともに、地下水位が実際に低下している場合又は低下が確実にされる場合に、地下水の低下を早急に回復又は防止する必要があることから、あらかじめその履行期限を定めなければならないことを規定したものである。
- (4) 「その他地下水の保全上必要な措置」とは、揚水設備の運転時間の変更のように直接的に採取する量を調整する措置の他、地下水位の変動把握のための水位計の設置なども含まれる。

2 第2項関係

- (1) 第2項の規定は、本条例による届出の義務違反を抑止することを図るものである。違反者に対しては、地下水の採取の停止または地下水の採取量の制限の措置により、本来行われる

べき審査を経るまでは、地下水の採取行為に一定の制約を課することができることとした一方、特に当該採取行為による採取量が多く、周辺の地下水採取に支障をもたらすなど地下水の保全にリスクが大きい行為については、揚水設備の廃止まで勧告できることとした。

- (2) 「揚水設備の廃止」とは、揚水機の撤去又は井戸設備の埋め戻しを言い、揚水機の吐出口の断面積を6 cm²以下にすることは含まれない。
- (3) その他「違反を是正するために必要な措置」とは、当該揚水設備を用いて地下水を採取する時間の制限などをいう。

3 第3項関係

本条の勧告に従わなかった場合は、第9条の届出事項の変更に係る勧告と同様、勧告に従わなかった旨の等の公表をすることができる。また、第9条と同様に、公表を行う際には、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急時の措置)

第16条 知事は、地下水を採取したこと又は異常な湧水その他これに準ずる事由による地下水位の異常な低下、地盤の沈下その他の障害の発生により地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において揚水設備を設置する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他の地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、地下水の適正な採取を担保するため、地下水の過剰採取や異常な湧水などにより、広範囲で地下水位の著しい低下や地盤沈下などの障害が見られるなど緊急の必要がある場合は、区域及び期間または期限を求め、揚水設備を設置する者に対して、勧告ではなく、より実効性のある手段として、地下水の採取量の停止などを命ずることができることを規定したものである。

【解説】

- (1) 「緊急の必要がある」ときとは、広域にわたって地下水位の低下が生じ、地下水の採取に支障が生じているときや、地盤沈下が生じているとき、湧水の湧出量が減少又は湧出が停止した時などをいう。
- (2) 命令は、区域内に揚水設備を設置する者に対してそれぞれに行い、第8条第1項の届出に係る揚水設備であるかどうかにかかわらず対象となる。
- (3) 「影響を及ぼすと認められる区域」とは、障害の原因となっている地下水の涵養地域となっている区域だけでなく、障害を発生する事由によって異なるが、現に障害が発生している区域も含まれる場合がある。
- (4) 「期間又は期限を定めて」とは、湧水など自然現象が原因であるときなど、原因の解消時点がある程度の幅をもって予見しなければならない場合は一定期間を定めて命令することとし、地下水障害の原因の解消の時期が明確な場合や、因果関係を確定するための採取の停止などを命じる場合については期限を定めて命令することとする。
- (5) 「その他の地下水の保全上必要な措置」とは、それぞれの揚水設備による地下水の採取の時間をずらすなどのことをいう。
- (6) なお、本条に基づく命令違反については第29条による罰則があるとともに、行政代執行も可能である。
- (7) また、本条の措置命令は、全県的なものであるから、第27条の市町村条例との調整の対象外である。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、揚水設備を設置する者から必要な報告を求め、又はその職員に、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所に立ち入り、当該揚水設備その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、適正な地下水の採取を図るため、無届の状況を把握するなど、条例の目的を達成するために必要な資料を得るため、揚水設備について報告の徴収及び立入検査について規定したものである。

【解説】

1 第1条関係

(1) 報告の徴収及び立入調査の対象となる揚水設備は、第8条第1項による届出があった揚水設備に限らない。

(2) 第1項の「その他の物件」とは、揚水設備の送水管や排水口や水位計、流量計など、揚水設備を用いて採取する地下水の量などを把握するうえで必要となる設備等のことをいう。

2 第2項関係

第2項の「身分を示す証明書」は、規則で様式を定め、立入調査時には必ず携帯し、関係者の求めに応じて提示するものとする。なお、提示の際には、当然、立入調査の目的を説明することになる。になる(第7号様式・施行規則第8条)。

3 第3項関係

第3号は、立入調査が本章の円滑な執行を目的とするものであって、犯罪捜査などの刑事手続きとは異なることを明確に規定した。

(地下水涵養の努力義務)

第18条 揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければならない。

2 揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

3 前項の計画を提出した者は、当該計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更後の計画を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の規定に違反して同項の計画を提出しない者又は前項の規定に違反して同項の変更後の計画を提出しない者に対し、期限を定めて、第2項の計画又は前項の変更後の計画を提出すべきことを勧告することができる。

5 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

【趣旨】

本条は、地下水を将来にわたって安定して利用できるよう、県民の貴重な財産として、守り継いでいく必要があり、また、地下水が限りある資源であるため、地下水の涵養を図っていかなければならないことから、揚水設備による地下水を採取するものに地下水の涵養の努力義務を課すことを規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

第1項では、揚水設備を用いて地下水を採取している者は、届出の有無や揚水設備の規模の大小にかかわらず、地下水を保全するため、地下水の涵養の努力義務があることを規定している。

「地下水の涵養」とは、雨や川の水などが地下に浸透して帯水層に流れ込むことをいう。具体的には、事業所の敷地内における緑地化や雨水浸透ます等、浸透施設の設置、敷地外における森林の整備・農地の管理を行い、雨や雪など地表に達した水を地下に浸透させ帯水層へ流れ込むことを促進させる取り組みを示す。

2 第2項関係

(1) 第2項は、大量に地下水を採取することは、水循環に対して与える負荷が大きいことから、揚水機の吐出口が50cm²を超える揚水設備（1000m³/日程度の採取が可能）を設置する者（以下「大規模採取者」という。）には、地下水の涵養に関する計画の作成・提出を義務付けることによって、計画的な地下水の涵養の取り組みの実施を促すこととした。

(2) 大規模採取者には、本条例による届出をした者のほか、条例第27条第1項の規定により本条例の一部を適用しないこととした市町村区域に設置された揚水設備で地下水を採取する者も含まれる。

(3) 「地下水の涵養の計画」とは目標となる涵養量を採取量等から算出し、それを達成できるように、揚水設備を設置する敷地内における雨水浸透ます等浸透施設の設置、緑地化、敷地外における森林の整備、農地の管理など、地下水を涵養するための手段と目標とする涵養量

を記したもので、規則で様式を定めている（様式第8号・施行規則第9条第1項）。なお、敷地外の涵養については、山梨県内で実施されるものであり、地下水を採取する流域内で実施される必要はない。また、具体的な涵養量の試算については、「地下水の涵養に関する指針」による。

- (4) 計画の作成は、工場、事業所単位ごとに行うことができる。この場合、県内に複数の工場等を有し、それぞれに揚水機の吐出口が50cm²を超える揚水設備が設置されている場合は、それぞれについて計画の作成をする。
- (5) 大規模採取者は、涵養計画書を地下水の採取を開始する前までに知事に提出しなければならない。
- (6) 大規模採取者は、原則として地下水の採取量や採取用途に応じて設定される目標涵養量を達成するような涵養計画を策定しなければならない。具体的な涵養量の試算については、「地下水の涵養に関する指針」による。

施行規則

（地下水の涵養に関する計画）

第9条 条例第18条第2項の規定による地下水の涵養^{かん}に関する計画（条例附則第1項ただし書に規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備（工事中のものを含む。附則第2項において同じ。）により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものを除く。）の提出は、当該計画に係る揚水設備による地下水の採取を開始する前に、第8号様式による計画書を知事に提出してするものとする。

3 第3項関係

第3項は、地下水の涵養に関する計画を変更した場合についての規定である。「当該計画の内容を変更したとき」とは、涵養の手段を変更したとき又は第8条若しくは第11条の届出により採取量を変更したときをいう（第8号様式・施行規則第9条第2項）。

4 第4項及び第5項関係

第4項及び第5項は地下水の涵養計画の提出の義務に違反した場合は第9条の届出事項の変更に係る勧告と同様に勧告できるものとし、勧告に従わなかった場合は、公表するものとする。

(地下水採取量の定期報告等)

第19条 前条第2項の揚水設備を設置する者は、規則で定めるところにより、水量を測定するための機器を用いて当該揚水設備により採取した地下水の水量を測定し、その結果について記録を作成しなければならない。

2 前条第2項の揚水設備を設置する者は、毎年一回、規則で定めるところにより、前項の規定による測定の結果を知事に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、本県における地下水の採取量を把握することが必要であることから、大規模採取者に採取量の測定と毎年1回、年間の採取量を報告することを義務付けたものである。

【解説】

第1項関係

- (1) 「水量を測定するための機器」とは、地下水の採取量を正確に測定するための機器のことで、一般的には「量水器」と呼ばれるものである。水量を測定するための機器の設置は届出者に経済的負担を課すことになること、大規模採取者によって県内の地下水採取量の8割以上を把握できる見込みであることから、対象を揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える揚水設備を設置する者とした。
- (2) 「水量を測定するための機器」は接線流羽根車式水道メーター、軸流羽根車式水道メーター、電磁式水道メーター等各種あるが、採取した地下水の量が正確に測定できるものであれば、どの種類を採用しても差支えない。
- (3) 水量を測定するための機器の設置時期は規定していないが、第2項の規定により、毎年の報告義務が生じるため、揚水設備設置工事時に併せて設置するものとする。
- (4) 第19条第1項の規定によって事業者が行う記録については、施行規則第10条第2項で定める様式第9号により、揚水設備ごとに月ごとの地下水の採取量を報告すれば足りることから、本条例で様式を定めるのではなく、記録すべき項目のみを規定し、その結果を報告することとした。

施行規則

(採取した地下水の水量の報告)

第10条 条例第19条第1項に規定する記録は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- (1) 地下水を採取した期間
- (2) 採取した地下水の水量

2 第2項関係

- (1) 測定の結果については規則第10条第2項により、毎年度の結果を翌年の6月末日までに知事に報告する。
- (2) 報告書の提出は、工場、事業所において、揚水設備ごとの地下水の採取量を報告して行う。県内に複数の工場等を有し、それぞれに揚水機の吐出口が50cm²を超える揚水設備が設置

されている場合は、それぞれの工場、事業所ごとに報告をする（第9号様式・施行規則第10条第2項）。

（常時監視）

第20条 知事は、地下水位の状況を常時監視しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による常時監視を行うため必要があると認めるときは、揚水設備を設置する者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 3 知事は、毎年一回、第1項の規定による常時監視の結果について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、地下水の保全を図るためには、地下水の水位を把握することが必要であることから、知事に地下水の水位のモニタリングを義務付けたものである。

【解説】

1 第1項関係

「常時監視」とは、観測井の水位の推移を常に把握できる状況にすることである。県では現在は、県内10箇所にある13井に水位の計測器を設置し、定期的にデータを回収している。

2 第2項関係

県が設置する観測井による地下水の水位の常時監視のほか、必要がある場合は、揚水設備の設置者に対し、モニタリング井戸としての使用についての協力を求めることができることとした。

今後は、モニタリング井戸として協力を求め、調査地点を増やしていくことが望ましい。

3 第3項関係

監視結果については、データがまとまり次第、速やかに県のホームページ等で公表しなければならない。

第3章 水源地域における適正な土地利用の確保

(水源地域の指定)

- 第21条 知事は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域として指定することができる。
- 2 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る水源地域の指定をしようとする区域内の土地の所有者その他の利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見の聴取を行うものとする。
- 6 知事は、水源地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。
- 7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、水源地域の保全の前提となる、水源地域の指定、解除、区域の変更に関する手続きについて規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

第1項では、森林が県土の8割を占め浸透能が高い利用形態の土地であることから、水源涵養機能の維持及び増進を図る上で、適正な土地利用の確保が必要となる森林の存する地域を水源地域に指定するものである。なお、具体的な指定の考え方は条例第2条の解説による。

2 第2項関係

第2項では、水源地域の指定にあたっては簡易水道の水源となっているなど市町村が指定を希望する場合が考えられることや、水源地域の保全のためには地元市町村の協力が必要であることから、あらかじめ、関係市町村の長（水源地域を指定しようとする区域の存する市

町村をいう。)の意見を聴くこととしている。

3 第3項関係

第3項では、指定の際には指定の案の告示による利害関係者への周知及び縦覧期間について規定するとともに、告示の方法を規則へ委任した。

なお、縦覧の場所については森林整備課及び各林務環境事務所とし、県のホームページでも公開する。

施行規則

(水源地域の指定等の案の告示)

第11条 条例第21条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- (1) 水源地域(その区域の変更の場合にあつては、当該変更に係る部分)に含まれる土地
- (2) 水源地域の指定又はその区域の変更の案の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 条例第21条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する意見書(次条において「意見書」という。)を提出する場合の提出先及び提出期限

4 第4項関係

第4項では、指定の案について利害関係者に意見を述べる機会を与えるため意見書の提出期限を規定するとともに、意見書の様式及び添付書類について規則へ委任した。

なお、その他の利害関係人とは、水源地域に指定しようする区域内の土地に使用収益の権利を有する者をいう。

施行規則

(水源地域の指定等に係る意見書の提出)

第12条 意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した第10号様式による意見書を知事に提出してするものとする。

5 第5項関係

第5項では、利害関係人から指定の案について異義がある旨の意見書が提出された場合、意見を聞くものとしている。異議を出した理由等をより詳しく聞くために意見聴取について規定するとともに、意見聴取の方法等を規則に委任した。なお、意見の聴取は、水源地域に指定された場合、土地売買契約等の事前届出が義務付けられ、新たな負担を県民に課すため、県民全体の利益に関係することから公開を原則とした。ただし、第三者の利益を害する恐れがあるなど、知事が特に必要があると認めた時は公開しないことができるものとする。

施行規則

(水源地域の指定等に係る意見の聴取)

第13条 知事は、条例第21条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、その期日の10日前までに、条例第21条第4項の規定により縦覧に供された案について異議のある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事が指名する職員が主宰する。

3 意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 第6項関係

第6項では、水源地域の指定について県公報により告示するとともに、関係市町村の長にその旨を伝えるため通知することを規定した。

7 第7項関係

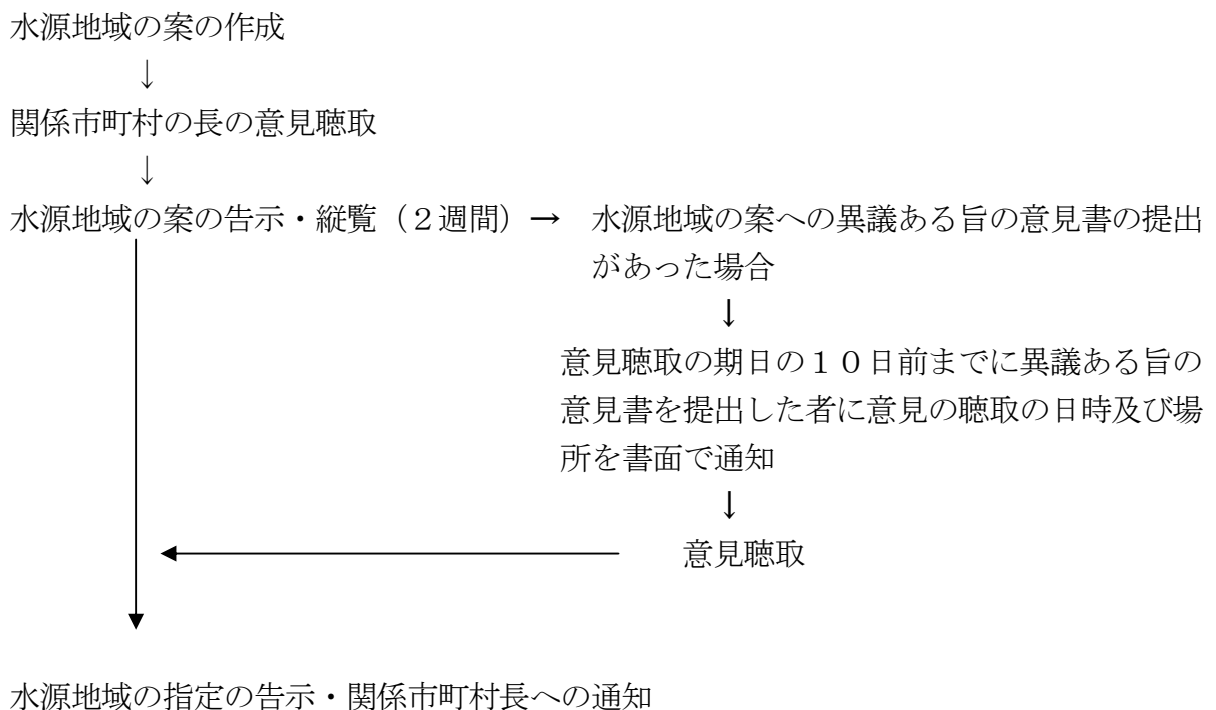
第7項では、水源地域の指定が告示日から効力が発生することを明確に規定した。

8 第8項関係

第8項では、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について、指定の時と同様の手続きが必要となることを規定した。

※参考

水源地域指定までのフロー



(所有権等の移転等の事前届出)

第22条 土地所有者等は、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、当該所有権等の移転又は設定に係る契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- (3) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
- (4) 土地売買等の契約を締結しようとする日
- (5) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定後における当該土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出の後に同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、水源地域における適正な土地取引を図るため、県が事前に土地売買等の情報を把握する必要があることから、水源地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出について規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 水源地域における適正な土地利用を図るため、県が事前に土地売買等の情報を把握することが必要であることから、土地所有者等に森林整備の必要性や各種法令の規制状況などについて契約締結前に助言する機会を確保しようとするものである。
- (2) 第1項では、届出について明確に位置づけ、届出の対象や内容について規定するとともに、届出の様式や記載内容について規則に委任した。なお、届出の時期について30日前としたのは、届出義務者の負担と知事が助言を行うために必要とする期間を考慮したものである。
- (3) 面積の大小に関わらず所有権の移転等を把握する必要があることから、届出面積に下限及び上限を設けないこととした。

- (4) 第1項の届出は、第8条第1項の届出と異なり、取引内容の事前の把握及び助言が届出の趣旨であり、土地売買等の契約が終了した時点でこの条例に関する手続きは終了することから、事前届出書の提出数は1通とした。
- (5) 「契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。」とは、届出をする時期を示したものであり、国土利用計画法に規定するような「契約は成立しない。」という概念はない。
- (6) 届出の対象となる契約は、贈与契約、売買契約、交換契約、地上権の設定契約、賃貸借契約、使用貸借契約といった土地の所有権等の移転等の契約で、対価を伴うか否かは関係ないこととする。
- (7) 事前届出書の添付書類は、土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面、土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写しである。
- (8) 第1項第1号の「契約の当事者」とは、譲渡人等及び譲受人等の両者をいう。譲受人が未定の場合でも土地の所有権等の移転の計画があるときに届出を行い、譲受人が確定したときは速やかに変更届出書を提出するものとする。
- (9) 第1項第2号の「土地の所在」とは、契約に係る土地の市町村名及び大字名、地番までをいい、届出に係る全ての筆を記載することとする。

「面積」は、実測面積が分かっている場合はそれを用いることとするが、実測面積が分かっていない場合は登記簿上の面積を用いる。面積の記載の単位は1㎡単位で行う。

- (10) 第1項第3号の「所有権等の種別及び内容」のうち、種別とは、所有権、地上権、地役権、賃借権及び使用貸借に係る権利の別のことであり、内容とは、権利の設定期間のことである。
- (11) 第1項第5号の「利用目的」は、権利の移転先等に確認の上、記載するものとする（森林、住宅地、農地、工業用地など直接的な土地利用区分に応じて記載する。）。
- (12) 第1項第6号は、届出の項目の一部を規則に委任したものであり、その内容は地目及び土地の現況、当事者の主たる業種である。

施行規則

(所有権移転等の事前届出)

第14条 条例第22条第1項又は第3項の規定による届出は、第11号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第22条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び利用の現況
- (2) 契約の当事者が行う主たる事業が属する業種

2 第2項関係

- (1) 第2項では、国、地方公共団体などにおいては、現在も適正な土地利用が図られており、水源涵養機能の発揮に支障を及ぼすような権利移転のおそれがないことから届出を不要とした。

また、その他の具体的な除外規定を規則に委任した。

まず、分収林特別措置法第9条第2号に規定する森林整備法人及び独立行政法人森林総合研究所法第2条に規定する独立行政法人森林総合研究所については、財団法人山梨県林業公社及び独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター関東整備局甲府水源林事務所のことであり、契約の内容が森林を適正に整備、管理することを目的としていることから除外した。

また、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人については、国立大学法人東京大学が該当し、その所有する森林が演習林として適正に管理されていることから除外した。

- (2) 競売等は、強制売買手続きであり、届出制になじまないことから除外した。
- (3) 非常災害の場合は、当然早急に対応する必要があり、届出制になじまないことから除外した。

施行規則

(所有権移転等の事前届出)

第14条

4 条例第22条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

イ 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人

ロ 独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）に規定する独立行政法人森林総合研究所

ハ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

- (2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合

- (3) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合

3 第3項関係

第3項では、契約締結前に届出書の内容に変更が生じた場合、変更届出書を30日の期間を過ぎる前に遅滞なく届け出ることを規定するとともに、届出書の様式及び添付書類について規則に委任した。

(市町村長への通知等)

第23条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

【趣旨】

本条は、水源地域における適正な土地利用の確保のためには、市町村と情報を共有する必要があることから、当該届出に係る土地が所在する市町村の長に、その内容を通知するとともに、助言するための意見を求めることができるように規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

第1項により、市町村長に通知する際は、届出書の写しを添付する。

2 第2項関係

- (1) 「関係市町村の長」とは、届出に係る土地が所在する市町村の長、又は届出に係る土地を水源としているなど、影響があると思われる隣接の市町村の長である。
- (2) 「必要があると認めるとき」とは、売買後の用途が「開発」など土地の形質の変更などが伴う場合であり、売買後の用途が「森林」であるなど、適正な土地利用の確保が想定される場合などには意見照会を行わない。
- (3) この項に基づく意見照会は、あくまで県が行う助言への付加事項や、助言に際する参考事項（当該土地における市町村の土地利用計画等の位置づけ）などを確認するためのものである。このため、権利移転後の土地利用について市町村の了解を得るためのものではない。

(助言)

第24条 知事は、第22条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地及びその周辺の土地（水源地域内のものに限る。）における水源涵養機能の維持及び増進を図るために必要な助言をするものとする。

2 第22条第1項の規定による届出をした者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対し、その旨及びその内容を伝達するものとする。

【趣旨】

本条は、水源地域の適正な土地利用の確保のためには、売買契約の当事者に当該土地が水源地域であることや、その土地に係る法規制等を知らせる必要があることから、事前届出により把握した土地所有者等を通じて、新たに所有権等の取得等をする者に森林整備の必要性や各種法令の規制状況などの必要な助言を行うことを規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

助言を行う際は、助言の内容を十分に理解していただくよう、必要な資料の提供と合わせて丁寧に行う必要がある。

なお、助言の内容としては、以下のようなことが想定される。

- ・水源涵養機能の維持の必要性に関すること。
- ・森林法、国土利用計画法による事後届出に関すること。
- ・その他の土地利用規制に関すること。
- ・森林の管理（森林整備等）に関すること。
- ・市町村長から提出された意見等に関すること。 など。

2 第2項関係

第2項は、届出者（売主等）から新たな所有者等（買主等）に対し、助言の内容を伝達することを明確に規定した。なお、義務規定であるが、義務違反に関する勧告・公表はない。

売主を介して助言を伝達するものとしたのは、契約の相手方は届出の時点では届出に係る土地について何ら権利を有しておらず、権利の移転先又は設定する者と確定していないほか、権利の移転等が本来は自由なものであることに、配慮したものである。

(勧告等)

第25条 知事は、土地所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 次条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

【趣旨】

本条は、本条例に基づく事前届出の義務違反行為を抑制し実効性を担保するため、勧告及び勧告に従わなかった場合等に対する公表について規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 第1項は、勧告ができる旨及び勧告の対象となる行為について明確に規定した。

(2) 第1号では、条例の目的を達成する上で届出がない場合や記載内容が事実と異なる場合、正確な情報の把握ができず、届出者への助言に支障をきたすことから対象とした。

なお、無届の場合であっても、森林法や国土利用計画法による事後届出、森林法による森林所有者に関する情報利用等により事後ではあるが把握できることとなるので、無届であることを把握することができる。

また、虚偽の届出は、既に権利の移転がなされているにもかかわらず、偽って届け出た場合や、当該土地に関する権利を有しないにもかかわらず届け出た場合などが該当することとなる。

(3) 第2号は、届出内容について不明な点や確認したい点について報告を求めたにもかかわらず、報告をしない場合や虚偽の報告をした場合、又は、立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合や質問に答えなかったり、虚偽の内容を答えた場合も当然、第1号と同様に、正確な情報の把握ができず、届出者への助言に支障をきたすことから対象とした。

(4) 勧告は届出等の義務違反行為の抑止を図るため、原則としてたとえ初回であっても行うべきであるが、土地所有者等が錯誤により届出を行わなかった場合、届出内容について軽微な不備があった場合（土地面積の記載ミスなど）は、直ちに勧告するのではなく窓口指導で対応することが考えられる。

2 第2項関係

本条の勧告に従わなかった場合は、第9条の届出事項の変更に係る勧告と同様、勧告に従わなかった旨等の公表をすることができる。また、第9条と同様に、公表を行う際には、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、第22条第1項の規定による届出をした者から必要な報告を求め、又はその職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該届出に係る土地の利用が水源涵養機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、届出書の内容確認や届出者に対する助言など、条例の施行に当たって必要となる情報を得るため、届出者からの報告の徴収及び当該土地への立入調査等について規定したものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 第1項では、必要がある場合に届出者からの報告の徴収及び当該土地への立入調査等ができる旨を明確に規定した。

なお、求める報告とは、届出の内容（契約の相手方や利用目的等）に係る不明な点や確認が必要な点であり、報告徴収の範囲は、届出者に義務を課すものであるため、この章が目的としている事項に限定し、その目的を達成するための必要最小限度のものとする。

(2) 「水源涵養機能に及ぼす影響」とは、水の枯渇及び水質の悪化などが想定される。また、「関係者」とは、土地所有者等及び契約の相手方である。

2 第2項関係

第2項の「身分を示す証明書」は、規則で様式を定め、立入調査時には必ず携帯し、関係者の求めに応じて提示する。なお、提示の際には、当然、立入調査の目的を説明することになる。

3 第3項関係

第3号は、立入調査が本章の円滑な執行を目的とするものであって、犯罪捜査などの刑事手続きとは異なることを明確に規定した。

施行規則

(立入調査の身分証明書)

第15条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、第12号様式によるものとする。

第4章 雑則

(市町村の条例との関係)

第27条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

3 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村の長に対し、情報の提供その他の協力を依頼することができる。

【趣旨】

本条は、二重行政を防止するために、既に地下水の保全や水源地域の保全を目的とした条例を制定している市町村に区域内における県条例の適用関係を整理するとともに、本条例の目的を達成するためには市町村の協力が必要であることから、情報提供をなどの協力を依頼することができることを規定したものである。

【解説】

1 第1項及び第2項関係

(1) 本条例では、揚水設備の把握を行うため、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超える揚水設備の届出を義務付けている。そのため、市町村条例によりそれらの把握がなされている場合は、届出者の負担軽減のため本条例における届出は不要とし、市町村より揚水設備の設置状況について情報の提供を受けるものとする。

また、本条例では地下水の適正な採取を図るために勧告制度をとっているが、各市町村条例により、周辺の地下水利用への支障の防止や地下水の保全が図られる場合は、これらの条文は適用しない（具体的には条例第8条から第15条）。

その他、水量を測定するための機器の設置を義務付けている市町村には、条例第19条第1項の適用をせず、地下水採取量の定期報告を義務付けている市町村には条例第19条第2項を適用しない。

(2) 全ての市町村に適用する項目としては次のものがある。

(地下水の保全について)

- ・緊急時の措置命令（第16条）：県として緊急時の対応を図れる余地を留保する。
- ・地下水の涵養のための計画の提出（第18条）：現行、規定している市町村がないため。

(水源地域保全)

- ・全規定：現行、規定している市町村がないため。

なお、報告の徴収及び立入検査（第17条）については、地下水の保全に係る第16条及び第18条の規定に関し、県の行政調査権が必要となるため留保する。

施行規則

(市町村の条例との関係)

第16条 条例第27条第2項の規定により規則で定める条例の規定を適用しないこととする市町村の区域は、別表の上欄に掲げる市町村の区域とし、同項の規定により規則で定める当該市町村の区域において適用しないこととする条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる条例の規定とする。

【条例の適用をしない市町村の区域】

市町村の区域	条例の規定
富士吉田市	条例第8条～第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
北杜市	条例第8条～第15条まで、第19条第1項及び第30条並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
笛吹市	条例第8条～第15条まで、第19条第1項及び第30条並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
中央市	条例第8条～第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
昭和町	条例第8条～第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
忍野村	条例第8条～第15条まで、第19条第1項及び第30条並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
鳴沢村	条例第8条～第15条まで及び第30条並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで
富士河口湖町	条例第8条～第15条まで及び第30条並びに条例附則第2項～第4項まで及び第6項～第8項まで

2 第3項関係

第3項の規定は、本条例の適用を除外した場合、当該市町村内の揚水設備の設置状況が把握できず、地下水の涵養のための計画の提出、採取する地下水の量の報告が依頼できないため、当該市町村長に対して、許可又は届出を受けた揚水設備についての情報提供を依頼していくことを規定したものである。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例における届出の書式、届出の時期等を規則へ委任することを規定したものである。

第5章 罰則

(罰則)

第29条 第16条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、揚水設備を設置した者
- (2) 第10条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (3) 第11条第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第8条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第19条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【趣旨】

地下水の保全を図るため、条例の違反者に対して、条例に罰則規定を設けて条例の実効性を担保するものである。

【解説】

1 第29条関係

本条は、第16条の緊急時の措置命令違反に対する罰則である。

第16条の緊急時の措置命令は、実際に地下水位の低下や地盤沈下が生じている場合において、それらの障害の停止、拡大の予防などを意図して行われる命令なので、これに違反することは、これらの障害の拡大などにつながることから、自由刑も科すこととした。

2 第30条関係

本条は、第8条第1項の揚水設備の設置の届出、第10条の実施の制限、第11条第1項の届内内容の変更の規定に違反した者に対する罰則で形式犯である。

届出は、本条例適用の前提となる行為であり、実施の制限違反は第9条の勧告ができなくなることから、第31条に比べて重い罰金刑を科すこととした。

3 第31条関係

本条は第17条の報告の徴収及び立入検査及び第19条の地下水採取量の定期報告に対する違反行為を罰するもので、いずれも形式犯である。

(両罰規定)

第32条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解説】

1 第1項関係

第1項は、法人の代表者等や自然人の代理人等が第29条から第31条までの違反行為をしたときは、行為者だけでなく、その法人や自然人にも罰金刑を科する旨を規定したものである。

2 第2項関係

第2項は、いわゆる権利能力なき社団にも刑事訴訟において、その代表者等がその訴訟行為について代表でき、その他、刑事訴訟に関する法律の規定が準用できることを規定したものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章（第21条を除く。）及び第5章並びに次項から附則第8項までの規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する日において現に揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置している者（揚水設備の設置の工事を行っている者を含む。）は、同日から1年以内に、第8条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 第8条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 4 附則第2項の規定による届出は、第11条から第15条までの規定の適用については、第8条第1項の規定による届出とみなす。

(適用区分)

- 5 第22条の規定は、平成25年5月1日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

(罰則)

- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 7 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。
- 8 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解説】

1 附則第1項関係

届出制度の導入が事業者や土地所有者等に新たな義務を課すものであることから、条例公

布日から一定の周知期間を設けたものである。

2 附則第2項関係

- (1) 地下水の保全のためには、既存の揚水設備も把握する必要があることから、附則第1項ただし書きに規定する平成25年4月1日に、現に揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超える揚水設備を設置している者については、平成26年3月31日までに、条例第8条第1項の事項について届出をしなければならないことを規定している。

附則第2項の規定による届出の様式については、施行規則附則で定める（第13号様式）。

施行規則・附則

（経過措置）

- 3 条例附則第2項の規定による届出は、第13号様式による届出書を提出してするものとする。

- (2) なお、大規模採取者については、第18条及び第19条の規定も適用されるが、涵養計画の提出については、平成25年4月1日からの5年以内（平成31年3月31日まで）まででよいとされている。（施行規則附則第2項）また、同一工場、事業所内であっても、附則第2項による経過措置に関する届出に係る揚水機の吐出口が 50 cm^2 を超える揚水設備に加えて、新たに、同一工場、事業所等に揚水機の吐出口が 50 cm^2 を超える揚水設備を設置する場合は、当該揚水設備による地下水の採取を開始する前までに「地下水の涵養のための計画」を作成、提出し、附則第2項による届出にかかるものについては、平成30年3月31日までに「地下水の涵養のための計画」を作成、提出する。

施行規則・附則

（経過措置）

- 2 条例第18条第2項の規定による地下水の涵養に関する計画（条例附則第1項ただし書きに規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートルを超える揚水設備により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものに限る。）の提出は、同日から起算して5年以内に、第8号様式による計画書を知事に提出してするものとする。

3 附則第3項関係

本項は、附則第2項の届出についても、条例第8条第2項の添付書類を付することを規定している。

4 附則第4項関係

附則第2項の規定による届出をした揚水設備については、条例第11条から第15条までの規定が適用になる旨規定している。

5 附則第5項関係

附則第5項の規定は、条例第22条に規定する「所有権等の移転等の事前届出」について適用区分を明確にするため規定したものである。「所有権等の移転等の事前届出」が、契約しようとする30日までに届け出ることと規定しているため、適用区分として、平成25年4月1日の施行日時点での届出が30日前となることを明確にするものである。

6 附則第6項から第8項関係まで

附則第6項は、附則第2項の届出が第8条第1項の揚水設備の設置の届出と同様、揚水設備を把握し、本条例の適用の前提であるという意味をもつことから、第30条と同様の刑罰

を科すことを規定している。

附則第7項及び第8項は、第32条と同様、附則第6項の刑罰に対して両罰規定を設けたものである。